



つくばみらい市告示第 45 号

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成29年3月22日条例第3号）第4条第4項の規定により、次のとおり指定区域を告示する。

令和6年4月1日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



指定区域の名称 (番号)	土地の区域	集落の区分
谷口・小張地区 (11-15)	つくばみらい市谷口 字橋ノ台、字坂上、字台の一部、字東畑、字立出シ 小張 字愛宕下の一部、字山王臺、字山王台、字山王台谷口脇、字谷口脇、字西耕地の一部、字小性町、字小性町の一部、字城山耕地の一部、字門才窪、字門才久保、字馬法臺、字馬法華坂上の一部	依存型集落